○四国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三好市山城町西宇字島ノ川原一四六八番二地内	前	一四・六四～四〇・〇二メートル	一〇八・一〇八キロメートル
	後	一五・一九～四〇・〇二メートル	一〇八・一〇八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
観音寺市豊浜町和田浜字高須賀一五三〇番三地先から同市豊浜町和田浜字宮ノ後一五四八番三まで	前	一四・九八～一五・一一メートル	〇〇・二一九キロメートル
	後	一五・三六～四四・二三	〇〇・二一九

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	大分県速見郡日出町大字藤原字鰐沢二一〇二番一から同町大字藤原字辰口一九七三番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月十三日

人事異動

国土交通省

（中部地方整備局名古屋港湾事務所長）国土交通技官　川田　貢
港湾局技術企画課付に転任させる
（港湾局海岸・防災課海岸・防災企画官）同　永井　一浩
中部地方整備局名古屋港湾事務所長に転任させる
（以上六月一日）

（北海道局港政課長）国土交通技官　笹島　隆彦
辞職を承認する
（港湾局付）同　深海　正彦
北海道局港政課長に配置換する（以上六月四日）
（国土政策局長）国土交通事務官　大森　雅夫
辞職を承認する（六月十一日）
（近畿地方整備局姫路河川国道事務所長）国土交通技官　松木　洋忠
大臣官房付に転任させる
（水管理・国土保全局河川計画課付）同　奥田　晃久
近畿地方整備局姫路河川国道事務所長に転任させる（以上六月十六日）
（大臣官房付）国土交通事務官　森下　憲樹
辞職を承認する（六月二十三日）
（航空局安全部空港安全・保安対策課長）国土交通技官　干山　善幸
（自動車局自動車情報課長）国土交通事務官　土肥　豊
辞職を承認する（各通）
（海上保安庁第五管区海上保安本部長）海上保安官　石指　雅啓
国土交通事務官（大臣官房付）に転任させる
辞職を承認する（以上六月二十五日）
（大臣官房付）国土交通事務官　長谷川　新
辞職を承認する
（航空局次長）同　佐藤　善信
観光庁に出向させる
（中部運輸局長）同　甲斐　正彰
航空局次長に転任させる
（気象庁総務部長）同　野俣　光孝
中部運輸局長に転任させる
（自動車局総務課長）同　鈴木　昭久
気象庁に出向させる
（運輸安全委員会事務局総務課長）同　松本　年弘
自動車局総務課長に転任させる
（航空局交通管制部交通管制企画課長）西村　典明
航空局交通管制部交通管制企画課長に転任させる
（内閣府沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長）内閣府技官　酒井　洋一
国土交通技官（航空局安全部空港安全・保安対策課長）に転任させる
（大臣官房総務課企画官）国土交通事務官　池光　崇
自動車局自動車情報課長に昇任させる（以上六月二十六日）
（住宅局住宅政策課長）国土交通事務官　福島　直樹
大臣官房付に配置換する
（大臣官房調査官）同　坂根　工博
住宅局住宅政策課長に配置換する
（住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室長）同　山田　哲也
大臣官房調査官に昇任させる
（道路局道路交通管理課長）同　吉武　久
総務省に出向させる（以上六月二十七日）
（阪神高速道路株式会社取締役）林部　史明
国土交通事務官（大臣官房付）に採用する
辞職を承認する
（政策統括官）国土交通事務官　杉田　伸樹
内閣府に出向させる
（消費者庁次長）内閣府事務官　松田　敏明
国土交通事務官（政策統括官）に転任させる
（水管理・国土保全局水資源部水資源政策課長）国土交通事務官　池本　武広
総務省に出向させる
（総務省人事・恩給局参事官）総務事務官　寺田　文彦
国土交通事務官（水管理・国土保全局水資源部水資源政策課長）に転任させる（以上六月二十八日）
（大臣官房官庁営繕部管理課長）国土交通事務官　唐木　芳博
辞職を承認する（六月二十九日）
願に依り独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構監事を免ずる（六月三十日）
（関東地方整備局関東技術事務所長）国土交通技官　吉田　正
（関東地方整備局江戸川河川事務所長）同　山下　武宣
（大臣官房付）同　水落　雅之
（同）同　佐竹　克也
（総合政策局行政情報化推進課長）国土交通事務官　木下　慎哉
（海事局船舶産業課長）国土交通技官　今出　秀則
（国土交通大学校計画管理部長）国土交通事務官　斉藤　夏起
（海事局総務課長）同　田中　照久
辞職を承認する（各通）
（日本下水道事業団経営企画部長）国土交通事務官（大臣官房付）　中島　義勝
辞職を承認する